

大阪市告示第1546号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第1項第1号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、同条第9項の規定により、次の法人に対する指定の有効期間の更新を行ったので、同条第14項の規定に基づき告示する。

令和7年11月10日

大阪市長 横山英幸

法人の名称	法人の主たる事務所 又は事業所の所在地	寄附金税額控除の 対象期間
公益社団法人大阪フィ ルハーモニー協会	大阪市西成区岸里一丁目1番44 号	令和8年1月1日から 令和12年12月31日まで
公益社団法人大阪港振 興協会	大阪市港区築港二丁目1番2号	令和8年1月1日から 令和12年12月31日まで
公益社団法人大阪市音 楽団	大阪市住之江区緑木一丁目4番 138号	令和8年1月1日から 令和12年12月31日まで
国立大学法人大阪教育 大学	大阪府柏原市旭ヶ丘四丁目698 番地の1	令和8年1月1日から 令和12年12月31日まで
社会福祉法人大阪市生 野区社会福祉協議会	大阪市生野区勝山北三丁目13番 20号	令和8年1月1日から 令和12年12月31日まで

社会福祉法人大阪市淀川区社会福祉協議会	大阪市淀川区三国本町二丁目14番3号	令和8年1月1日から 令和12年12月31日まで
社会福祉法人すぎな福祉会	大阪市平野区喜連二丁目2番19号	令和8年1月1日から 令和12年12月31日まで
社会福祉法人西淀川福祉会	大阪市西淀川区千舟三丁目9番30号	令和8年1月1日から 令和12年12月31日まで
特定非営利活動法人西日本がん研究機構	大阪市浪速区元町一丁目5番7号	令和7年8月31日から 令和12年8月30日まで
認定特定非営利活動法人障害者放送通信機構	大阪市北区東天満二丁目7番地12号スターポート	令和7年9月9日から 令和12年9月8日まで
特定非営利活動法人わかくさ	大阪市浪速区日本橋五丁目9番21号	令和7年10月8日から 令和12年10月7日まで
特定非営利活動法人大阪精神医療人権センター	大阪市北区西天満五丁目9番5号谷山ビル9階	令和7年6月5日から 令和12年6月4日まで

(財政局税務部課税課)